

# 第5期京田辺市障害福祉計画 (第1期障害児福祉計画)

《 概要版 》



2018 (H30) 年3月

京田辺市



# 1. 計画策定の背景と趣旨

## 1. 策定方針

京田辺市では、障害者基本計画の実施計画として、2015（H27）年度から2017（H29）年度を計画期間とする第4期障害福祉計画が終了するのを受け、京田辺市障害者基本計画（第3期）の「すべての人が安心して、自分らしく暮らしていけるまち」を基本理念とし、その実現を図るため、障害者総合支援法に基づき、これまでの進捗状況や障がい福祉サービス等の利用形態などを踏まえ、策定するものとします。

## 2. 計画の位置づけ

**障害者基本計画**：障がい者施策全般にかかわる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

**障害福祉計画**：障がい福祉サービス等の提供について、具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めた計画です。「障がい福祉に関する実施計画」という位置づけになります。

**障害児福祉計画**：障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制を確保するための方策などを定めた計画です。「障がい児福祉に関する実施計画」という位置づけになります。

## 3. 他計画との関係性

本計画は、国の「障害者基本計画（第3次）」（2013（H25）年度～2017（H29）年度）や、京都府の「京都府障害者基本計画」、「第4期京都府障害福祉計画」を踏まえ、「第3次京田辺市総合計画まちづくりプラン（後期基本計画）」を上位計画として、様々な関連計画と整合性を持たせたものとします。

## 4. 計画の期間

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
第3期京田辺市 障害者基本計画	←————— 第3期 —————→					
第4期京田辺市 障害福祉計画	←————— 第4期 —————→		←————— 第5期 —————→			
第1期京田辺市 障害児福祉計画					←————— 第1期 —————→	



## 2. 障害福祉計画

### 1. 障害福祉サービス一覧

訪問系	日中活動系	居住系	相談支援
居宅介護 (ホームヘルプ)	生活介護	共同生活援助 (グループホーム)	計画相談支援
重度訪問介護	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	施設入所支援	地域移行支援
行動援護	就労移行支援	自立生活援助	地域定着支援
同行援護	就労継続支援 (A型＝雇用型・ B型＝非雇用型)		
重度障害者等包括支援	療養介護		
	短期入所 (ショートステイ)		
	就労定着支援		

### 2. 地域生活支援事業一覧

必須事業	任意事業
①理解促進研修・啓発事業	①日中一時支援事業
②自発的活動支援事業	②訪問入浴サービス事業
③相談支援事業 〔障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業〕	③要約筆記奉仕員養成事業
④成年後見制度利用支援事業	④点訳・朗読奉仕員養成事業
⑤成年後見制度法人後見支援事業	⑤精神障害者社会復帰集団指導事業
⑥意思疎通支援事業 〔手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業〕	⑥視覚障害者生活訓練事業
⑦日常生活用具給付等事業 〔介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)〕	
⑧手話奉仕員養成研修事業	
⑨移動支援事業	
⑩地域活動支援センター	



### 3. 2020（H32）年度までの成果目標



#### (1) 福祉施設から地域生活への移行促進

##### ■成果目標

項目	数値	考え方
2016(H28)年度末時点の施設入所者(A)	34人	2016(H28)年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	4人	(A)のうち、2020(H32)年度までに地域生活に移行する人の目標値
	11.8%	
【目標】施設入所者の削減	1人	差引減少見込み数(A) - (B)
	2%	
2020(H32)年度末時点の施設入所者(B)	33人	2020(H32)年度の利用人員見込み

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

自立支援協議会の専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置について検討する。

#### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点などについて、京都府及び周辺市町村の状況も考慮しながら、検討する。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行促進

##### ■成果目標

項目	数値	考え方
2016(H28)年度の一般就労への移行者(A)	11人	2016(H28)年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数(B)の増加	17人	就労移行支援事業等を通じて平成32年度中に一般就労に移行する人数 (B) / (A)
	1.5倍	
2016(H28)年度末時点の就労移行支援事業の利用者(C)	16人	2016(H28)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者(D)の増加	20人	就労移行支援事業の2020(H32)年度末における利用者数 (C) / (D)
	25%	
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	1箇所	2020(H32)年度末までに、就労支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数が全体の5割以上
	100%	

### 3. 障害児福祉計画

#### 1. 障害児支援

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がいのある児童に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（利用予定者を含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童に、居宅で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能付与等を行います。
障害児相談支援	上記のサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

#### 2. 2020（H32）年度までの成果目標



##### ◇障害児支援の提供体制の整備

##### ■成果目標

項目	数値等
【目標】児童発達支援センター設置数	1箇所（※）
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施
【目標】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1箇所（※）
【目標】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1箇所
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置

※府立の既存施設は含まない。

## 4. 計画の推進体制



### (1) 市民・事業者・地域などとの協働の推進

障害者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、さまざまな団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

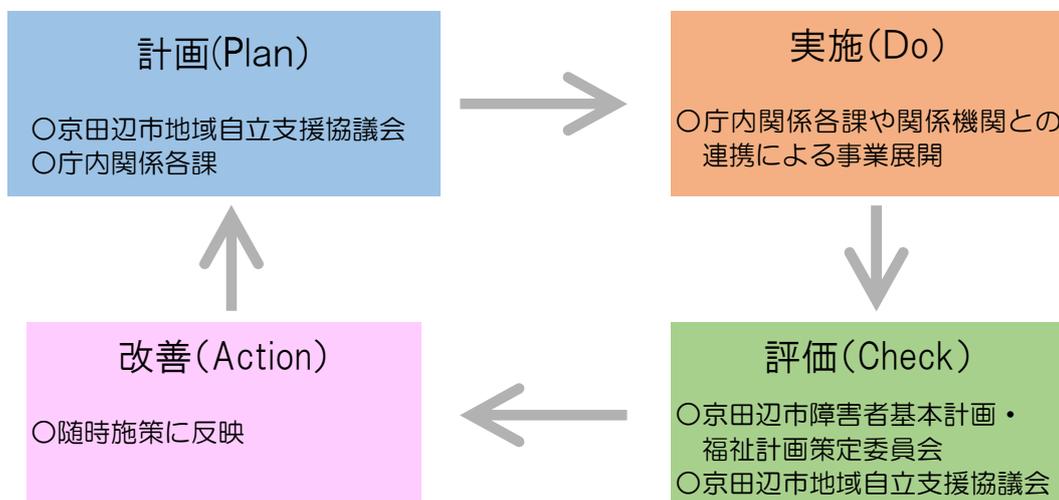
### (2) 個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制などの充実を図っていきます。

### (3) 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、PDCA（計画—実施—評価—改善）のサイクルを障害者福祉に導入するようあげられています。

そのため、本計画も各施策の実施状況などについて、京田辺市障害者基本計画・福祉計画策定委員会及び京田辺市地域自立支援協議会などに随時意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っていきます。



第5期京田辺市障害福祉計画・第1期京田辺市障害児福祉計画

〔概要版〕

発行年月：2018（H30）年3月

発行・編集：京田辺市 健康福祉部 障害福祉課

住所：〒610-0393 京田辺市田辺 80 番地

TEL：0774-64-1372 FAX：0774-63-5777